

## 奈良市仕事体験プログラム 実施要領

### （目的）

第1条 この要領は、本市が実施する仕事体験プログラムに参加する学生（以下「体験生」という。）の受入れに関し、必要な事項を定め、体験生に対して、就業体験の機会を与えることにより、学生の職業意識の向上及び市政に対する理解を深めることを目的とする。

### （受入れ手続き等）

第2条 仕事体験プログラムに参加を希望する学生は、奈良市長に対して、電子申請により参加申込を行うものとする。

2 奈良市長は、学生から申し込みがあったときは、市の業務執行に支障がないことに留意して、学生の受け入れ可否を学生に通知する。

### （体験生の身分）

第3条 プログラム参加者は、体験期間中、大学等の学生の身分を有し、本市職員の身分は有さない。

### （体験プログラムの時間）

第4条 プログラムの参加時間は、原則、体験を実施する職場（以下「実施職場」という。）の勤務時間内とする。

### （体験プログラムの内容）

第5条 プログラムの内容は、本市業務に関連し、体験生に情報提供できる範囲内のものとする。

### （体験プログラムの経費等）

第6条 市は体験生に対して、賃金、報酬、手当、旅費及びその他一切の金品の支給はしない。

### （服務）

第7条 体験生は、体験時間中は専ら所定の体験に従事し、体験目的の達成に努めなければならない。

2 体験生は、体験期間中、本市職員が遵守すべき法令、条例等及び実施職場の指導、指示等に従わなければならない。

3 体験生は、市の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

4 体験生は、体験において知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。体験期間後においても同様とする。

5 体験生は、体験の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に実施職場の承認を得なければならない。

6 体験生は、病気等のため予定されていた研修を受けることができない場合には、事前に実施職場にその旨を連絡しなければならない。やむを得ない場合は、事後速やかに実施職場にその旨連絡しなければならない。

#### （体験生に関する情報の保持）

第8条 実施機関は、体験生に関する情報を仕事体験のための連絡調整以外には使用してはならない。

#### （体験の中止又は変更）

第9条 市は 体験生が本要領の規定に違反する行為を行ったときは 体験生の実体験中止することができる。

2 市は 台風等の天候不順や天災等の発生により体験の運営に危険が及ぶおそれがあると判断したときは 体験生の体験を中止又は変更することができる。この場合市は体験生に速やかに通知するものとする。

#### （体験中における事故責任等）

第10条 体験生は 体験期間中の事故等に備えて傷害保険及び賠償責任保険に加入し体験中における事故に関しては 体験生は自らの責任において対応しなければならない。

2 体験生が故意又は過失により市に損害を与えたときは 体験生は 市に対しその損害を賠償しなければならない。

3 体験生が第三者に与えた損害に関して市は一切の責任を負わない。

#### （災害補償等）

第11条 体験生の市における体験期間中及び体験先と自宅との往復行為の途上における災害 事故等によって生じた災害補償等について市はその責任を負わない。

#### （体験生の提出書類）

第12条 体験生は、本要領の規定を遵守することを誓約するため、市に対して誓約書を体験の前までに提出しなければならない。

2 体験生は、市に対して傷害保険の加入を証明する書類の写し及び賠償責任保険の加入を証明する書類の写しを体験の前までに提出しなければならない。

(その他別に定める事項)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、本事業に関して必要な事項は別途定める。